

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	新谷 尚弘
登録番号又は法人番号	15211699
所属する単位会	三重県行政書士会
事務所名称	新谷行政書士事務所
事務所所在地	〒514-1118 三重県津市久居新町 1056 番地 1
処分年月日	令和5年5月2日
処分内容（種類）	廃業の勧告（廃業をするまでの間の会員の権利の停止を含む）
上記処分をした理由	<p>当該会員は、受任した「鈴鹿市合併処理浄化槽設置整備事業」業務において、補助者でない者に行政書士業務を行わせ、当該使用人が文書偽造を引き起こしたことにつき指揮命令及び監督責任を果たさず、また、従前より報酬を受けた際に領収証発行を懈怠していたこと、さらに、事案発覚後においても補助者登録を遅滞し、補助者でない者に行政書士業務を行わせた。</p> <p>これらのことは、行政書士法第10条及び第13条並びに第19条、行政書士法施行規則第5条第2項、同第10条、三重県行政書士会補助者規則第7条に違反し、ひいては行政書士に対する信用を著しく失墜させる重大な事態を招いた。</p> <p>よって、三重県行政書士会会則第46条第1項第2号の処分事由に該当。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法第10条（行政書士の責務） 行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>行政書士法第13条（会則の遵守義務） 行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会の会則を守らなければならない。</p> <p>行政書士法第19条（業務の制限） 行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第1条の2に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。</p> <p>行政書士法施行規則第5条第2項（補助者） 行政書士は、前項の補助者を置いたとき又は前項の補助者に異動があったときは、遅滞なく、その者の住所及び氏名を行政書士会に届け出なければならない。補助者を置かなくなったときも、また同様</p>

	<p>とする。</p> <p>行政書士法施行規則第10条（領収証） 行政書士は、依頼人から報酬を受けたときは、日本行政書士会連合会の定める様式により正副二通の領収証を作成し、正本は、これに記名し職印を押して当該依頼人に交付し、副本は、作成の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>三重県行政書士会補助者規則第7条 会員は、補助者を置いたときは、15日以内に、次の各号に定める書類を添付して補助者設置届（様式第1号）を本会に提出しなければならない。</p> <p>三重県行政書士会会則第46条第1項第2号 本会会員たるにふさわしくない重大な非行があったとき</p>
--	---